県様式第１２号

コンクリート破砕器取扱計画書

①　同一の消費場所において１日につき１５０個以下の消費とする。

②　破砕器の貯蔵については、施錠できる容器に収納し、火災及び盗難の防止に留意するとともに、１，０００個以下の貯蔵とする。

③　破砕器の消費は、申請消費区域内とする。

③　帳簿を備え、譲受又は消費のつど、年月日、譲受数量、消費数量、残数量及び消費場所を記載する。

⑤　破砕器の消費及び取扱いに関する作業主任者を、次の者に定め、火薬類取締法第５６条の２の規定を遵守する。

コンクリート破砕器作業主任者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　　　　名 | 年　齢 | 資　　　格 | 講習受講年月日 | 番　　　号 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。